

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案		現行	
別表		別表	
1 区長の附属機関		1 区長の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
墨田区指定管理者選 定委員会 ～墨田区入札等外部 審査委員会	〔略〕	墨田区指定管理者選 定委員会 ～墨田区入札等外部 審査委員会	〔略〕
墨田区人権啓発基本 計画改定検討委員会	墨田区人権啓発基本 計画の改定に係る調 査及び検討に関する こと。	〔新設〕	
すみだ女性センター 運営委員会 ～墨田区特別養護老 人ホーム入所検討 委員会	〔略〕	すみだ女性センター 運営委員会 ～墨田区特別養護老 人ホーム入所検討 委員会	〔略〕
〔削除〕		墨田区次世代育成支 援行動計画推進協議 会	次世代育成支援行動 計画の推進等に係る 協議に関すること。
墨田区保育園給食調 理業務委託事業者選 定委員会 ～墨田区予防接種健 康被害調査委員会	〔略〕	墨田区保育園給食調 理業務委託事業者選 定委員会 ～墨田区予防接種健 康被害調査委員会	〔略〕
2 〔略〕		2 〔略〕	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。